

青梅市自治会連合会公式ホームページバナー広告掲載取扱基準

1 目的

この基準は、青梅市自治会連合会公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この基準において、バナー広告とは、青梅市自治会連合会長（以下「連合会長」という）から広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が指定するホームページに直接移動させるための広告画像をいう。

3 管理者

バナー広告の管理者は、青梅市自治会連合会事務局担当市民活動推進課長（以下「管理者」という。）とし、次の事務を行うものとする。

- (1) バナー広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集に関すること。
- (2) バナー広告の掲載料に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、バナー広告の管理に関すること。

4 掲載位置等

- (1) バナー広告は、ホームページのトップページ内において、管理者が指定した位置および枠に掲載するものとする。
- (2) 広告主は、同時に2以上の枠に広告を掲載することができない。

5 規格

バナー広告の掲載数は原則8枠とし、その規格は、次のとおりとする。

- (1) 1枠の画像サイズは、縦40ピクセル、横160ピクセルとする。
- (2) 1枠の容量は、10キロバイト以下とする。
- (3) ファイル形式は、GIF形式（アニメーションGIFを除く。）とする。

6 期間

バナー広告の掲載は、月の初日から末日までの1か月を単位とし、4月から翌年3月末までで広告掲載希望者が希望する期間とする。

7 掲載料

バナー広告の掲載料は、1枠月額3,000円とする。

8 広告掲載希望者の募集

- (1) 連合会長は、毎年2月に次年度4月からの広告掲載希望者を募集するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、バナー広告の掲載枠に余裕があるときは、連合会長は、随時広告掲載希望者を募集することができる。

9 広告掲載の申込み

広告掲載希望者は、連合会長が指定する日までにバナー広告の掲載を申し込まなければならない。

10 広告掲載の優先順位

バナー広告にかかる広告掲載希望者が複数いる場合、広告掲載の優先順位は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 掲載希望期間の長い広告掲載希望者から順に枠上段から決定する。
- (2) 掲載希望期間が同じ広告掲載希望者が複数いる場合は、枠上段から抽選により決定する。
- (3) 掲載枠に空きができた場合は、順次上段に詰めるものとする。

11 広告主の届出義務等

- (1) 広告主は、ホームページへのバナー広告を変更しようとするときは、速やかに連合会長に届け出なければならない。バナー広告の掲載を中止しようとするときも同様とする。
- (2) 広告主は、広告主が指定したホームページに事故、障害等が発生したときは、速やかに連合会長に連絡するとともに、その対応について管理者と協議しなければならない。

12 掲載の決定取消しおよび中止

- (1) 連合会長は、次のいずれかに該当する場合は、バナー広告の掲載の決定の取消しまたは中止をすることができる。
 - ア 広告主から前項第1号の規定によるバナー広告の掲載を中止する旨の届出があったとき。
 - イ 広告主が指定したホームページが閉鎖されたとき。
 - ウ アおよびイに掲げるもののほか、バナー広告の決定の取消しまたは中止をする必要があると連合会長が認めたとき。(2) 前号の規定によりバナー広告の掲載の決定の取消しまたは中止をしたときは、連合会長は、広告主に通知するものとする。

13 広告掲載料の還付

広告の掲載期間中、青梅市自治会連合会の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じた場合、その時間に応じ、次のとおり広告料を還付する。ただし、1か月につき3,000円を限度とする。

閉鎖時間	還付する金額
8時間以上12時間未満	50円
12時間以上24時間未満	100円
以降24時間ごと	100円

14 委任

この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

15 実施期日

この基準は、平成21年4月1日から実施する。

16 経過措置

この基準の一部改正は、平成22年4月1日から実施する。